

意見1 厚木秦野道路整備を見据えた街づくりについて

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	（1）馬場・滝・深田・原自治会長 ■新東名高速道路伊勢原インターの開通を間近に控え工事が着々と進んでいるが、開通すると愛甲や玉川地区周辺の企業は厚木インターよりも伊勢原インターを利用するようになるのではないかと予想している。 今後、清川村を始め、玉川地区が厚木市の観光地として活性化するのはと考えられるが、きれいな街並みを整備することが、地域活性化の一つになると考えられるため、電柱の地中化などのハード整備をお願いしたい。	【道路部長】 ■無電柱化については、安全で快適な通行区間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観形成の観点が考えられます。本市では、本厚木駅周辺の中心市街地における幹線道路の無電柱化がおおむね完了しています。 一方で、近年の無電柱化事業は、占用事業者等との合意形成が図られない課題があるなど、事業化に時間を要しています。 このような背景を踏まえ、国が無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化推進計画を定めた動きもあることから、地域の実情に応じた効率的な整備の推進、無電柱化の必要性及び整備効果を踏まえ関係機関と調整を図りながら、無電柱化を進める必要があると考えています。 【市長】 ■全国には約3,600万本の電柱があり、毎年7万本ずつ増えています。電柱は良好な景観形成を阻害する以外にも、狭い道路を通る場合や、障がい者・高齢者の通行にも支障をきたしますので、無電柱化を積極的に進めたいと考えています。	【道路部】道路整備課 ■無電柱化は、中心市街地だけではなく、七沢地区や飯山地区など、主要な観光地における景観保持に有効な整備方法であると認識しています。 今後については、無電柱化の必要性及び整備効果を踏まえ、占用事業者や関係機関と調整を図りながら、地域の実情に応じて整備する手法を検討してまいります。 ＜中間報告以降の状況等＞ ■中間報告以降においても変更等はありません。

意見2 ごみの減量化・資源化推進交付金の分配について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	（1）久保屋敷・日向川一部自治会長 ■厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金について、分配金の還元率が少ない気がする。 また、昔とは実情が変わってきているので戸数割にすべきではないか。	【循環型社会推進担当部長】 ■交付金は、平成21年度までは地区別資源分別回収事業（集団資源回収）として、自治会単位での資源の回収量に応じて、1キロ当たり5円を協力金として交付していたものです。 平成21年10月に各集積所に出された資源を市が毎週収集する新システムが開始したことに伴い、平成22年度から「厚木市ごみ減量化・資源化新システム定着化推進交付金」に改め、平成27年度には、名称を「厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金」と改めるとともに、支払い実績額を基準にした係数の変更を行い、現在も家庭から排出されるごみ及び資源物における、ごみ減量・資源化に協力する自治会に対して交付しています。 交付金の金額が昔から全然変わってないとの御意見ですが、交付金の根拠となる各自治会毎の係数を算出したところ、自治会によっては増減が出てくるところもあり各自治会の理解が得られにくいことから、交付金の金額の変更に至っていません。	【循環型社会推進担当】環境事業課 ■循環型社会推進担当部長の回答のとおりとなりますが、今後、交付金の金額を変更する必要性について研究するとともに、市自治連協議会にも相談していきたいと考えています。 ＜中間報告以降の状況等＞ ■中間報告以降においても変更等はありません。

意見 3 ごみの戸別収集のモデル事業について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
環境 関 連	（1）岩田・町屋・竹の内自治会長 ■ごみの戸別収集モデル地区として、小野地区で始まったが、すでに実施している他地区の状況も踏まえ、どのような課題と成果が出ているか。	【循環型社会推進担当部長】 ■ごみの戸別収集モデル事業については、5月から小野地区、金田地区、まつかげ台地区において実施しています。実施状況については、5月と6月の2か月で発生したごみの量を3地区で合計すると、前年と比べて約18%減少し、小野地区では約30%減少しました。ごみを自分の敷地内に出すということになり、排出者責任が明確になったことが、ごみの減少につながったのではないかと考えています。 一方で、依然としてごみが集積所に排出されている箇所があり、地区における収集方法の徹底や地区外からの持ち込みが課題として挙がっています。それについては、市が当日または翌日に収集していますが、3箇月経ちますので、今後、ルールが守られていない集積所については、指導をしていく方針です。 また、今までの集積所での回収に比べて戸別収集になると、作業員が徒歩で各戸から収集するため、集積所収集より2～3倍の時間を要しています。さらに、収集車が低速で走行することによる交通渋滞などの苦情も寄せられています。 今後については、皆様から寄せられた課題をひとつずつ解決しながら、ごみの減量につながるよう努めていきます。	【循環型社会推進担当】環境事業課 ■6か月経過した10月末までの数値では、前年度比、3地区で約15%のごみ減量ができており、戸別収集による一定の成果が出ています。 一方、集積所では、未だにもえるごみが排出されたり、不法投棄をされたりするなど、集積所に係るトラブルが残っています。 今後につきましては、集積所で発生するトラブルの解消に努めるとともに、資源物を含めた戸別収集モデル地区の実施に向けて検討していきます。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。
	（2）岩田・町屋・竹の内自治会長 ■今後、ごみの有料化は考えているのか。	【市長】 ■12年前にごみの分別が始まりましたが、当時は分別を周知するのに大変苦労した記憶があります。 ごみの戸別収集を市内全域に拡大していくとなると相当な経費が掛かることから、市民の皆様に御負担していただくことも含めて、十分な議論をしながら進めていく必要があります。 【循環型社会推進担当部長】 ■戸別収集の説明会の最後にお話ししましたが、モデル地区の皆様を対象にアンケート調査を実施しますので、その結果を踏まえて、有料化について考えていきたいと思います。	【循環型社会推進担当】環境事業課 ■12月に戸別収集モデル地区でのアンケートを予定しており、皆様のご意見を踏まえ、将来のより良い収集方法を検討してまいります。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。
	（3）中屋・榎田・柊山自治会長 ■中屋・榎田・柊山自治会は130世帯で集積所が3箇所ある。その中でも収集状況が悪い集積所が2箇所あり、そのうちの1箇所は借家に外国籍の方が住んでいて、収集日以外にも平気でごみを捨てていくことがあった。環境事業課に連絡をして、集積所に外国語の表示をしたところ、だいぶきれいになった。 もう1箇所は土・日曜に必ず生ごみがある。きれいに捨ててくれればまだいいが、夏場は臭くて片付ける方も触りたくないという状況である。月曜日の朝にごみを収集してもらっているが、できれば警備をお願いしたい。	【循環型社会推進担当部長】 ■玉川地区で特に問題がある集積所が4か所あることは把握しています。 8月中にはルールを守るよう指導等を行ってきたいと考えています。 【協働安全部長】 ■外国籍の方に対応するため、6か国語の戸別収集専用パンフレットを用意していますので、必要に応じて配布しています。 また、資源とごみの正しい出し方のパンフレットも同じく6か国語で用意していますので、御連絡いただければ該当する住所にお届けします。	【循環型社会推進担当】環境事業課 ■小野地区自治連会長及び当該自治会長と調整し、8月中旬から下旬において、玉川地区内で不適正な排出が見受けられる集積所の警備を4回実施しました。 警備している間は、特に大きな問題はありませんでしたが、警備後も排出状況が改善されていなければ、定期的に職員が見回るなど、集積所の環境保持に努めていきます。 また、日本語が分からない外国籍の方には専用のパンフレットを配布しますので、担当部署まで御連絡をお願いします。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。

意見 4 七沢老人憩の家と七沢児童館の交換について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
公共施設整備	（1）観音谷戸自治会長 ■七沢老人憩いの家と七沢児童館は、建設当時は子どもと高齢者の数に応じた施設であった。 しかし、近年増加した高齢者が利用する老人憩いの家は手狭となり、逆に少子化により児童館が広々している状況である。そこで両施設を交換して使用することは可能か。	【政策部長】 ■七沢老人憩の家を児童館として利用するには、所管である厚生労働省が建物の広さは185.12平方メートル以上と定めていることから、本市においても児童館の設置に関する要綱により、建物の広さは185.12平方メートル以上必要であることを規定しています。 要綱には、遊戯室や図書室、和室、その他児童の健全な育成に必要な設備を設けることが義務付けられています。 七沢老人憩の家については、延べ床面積が133.52平方メートルであり、事務室や図書室となる部屋がなく、厚木市立児童館の設置に関する要綱に適していないため、現状として、七沢老人憩の家を児童館として利用することは難しい状況です。 しかしながら、児童館、老人憩の家、学校等の公共施設を、地域の実情に合わせて整備していく計画を、来年度策定する予定ですので、それぞれの施設が連携してどのような形で整備するのか、地域の皆様の声を聴きながら考えていきます。	【政策部】行政経営課 ■本市の公共施設については、昭和50年代から平成初期にかけて集中的に整備をしたことから、今後、一斉に更新時期を迎えます。 このような背景を踏まえ、児童館や老人憩の家を始めとする公共施設の今後の方向性を定める計画を、令和2年度中の策定に向けて検討を進めています。 なお、計画の策定に当たっては、市民の皆様から意見等を聴きながら策定していきたいと考えています。 《中間報告以降の状況等》 ■御提案の複合施設を計画に位置付けることができるかどうか、研究中のため、中間報告以降においても変更等はありません。
	（2）観音谷戸自治会長 ■市しあわせクラブ連合会が、児童館で会議等を開催しても問題はないのか。	【副市長】 ■児童館の指導員がいない時間帯に利用する場合には、鍵の開錠の問題はありますが、目的外利用申請を出せば利用は可能です。他にも、小学校の空き教室を目的外使用として使っている事例もありますが、使用に当たっては、学校や市の関係部署との調整の必要もありますので、御希望があれば御相談いただければと思います。	【こども未来部】青少年課 ■児童館の目的外利用については、8時から22時までの時間で御利用できます。 手続については、児童館で予約簿を確認していただき、空いている時間に予約をしていただいた上で、申請書を児童館に提出していただきます。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告時点で対応済みです。

意見 5 鳥獣被害について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
環境関連	（1）久保屋敷・日向川一部自治会長 ■近年、猿は全頭捕獲により見なくなったが、鹿は群れで目撃することが多くある。 鹿がいることを連絡するとすぐに撃ち殺されてしまうため、保護してどこかに連れて行って放すことはできないのか。	【環境農政部長】 ■市では年間、鹿約150頭、猪約50頭を捕獲しています。鹿の駆除については、防護柵を超えて人里に入ってくると、農作物に深刻な被害をもたらしますので、御意見の通り処置をしています。 猿はいなくなりましたが、鹿と猪による被害が増えてきているため、頭数を減らしてほしいという要望が市に多く寄せられています。保護して山に戻したらどうかという御意見ですが、神奈川県では、専門の鳥獣センターが設立されていることから、今後、県と保護について検討します。 【市長】 ■今から12年前、玉川・荻野・小鮎地区で鹿による被害が多くあり、対策を講じてほしいとの皆様の要望に応えるため、市独自で約25キロメートルの防護柵を設置しました。 鹿を市街地へ入れないことは、ヤマビルの対策にもつながります。観光客がヤマビルに吸血され血だらけになったという話も聞いたことがあります。 本市の鳥獣対策は、鹿や猪による農作物の被害等の減少やヤマビル対策のため進めています。御意見をしっかりと受け止め、人間と野生動物が共存できる鳥獣対策を検討していきます。	【環境農政部】農業政策課 ■二ホンジカの捕獲に関して、「神奈川県二ホンジカ管理事業実施計画」には、人間と野生動物が共存できる環境を整備するという内容が盛り込まれています。 現在、県によれば、丹沢山系には約4～5千頭のシカが生息しているものと推測され、過去5年のシカの頭数について大きな変化はないとのこと。 本市としても、農作物被害の軽減を目的に、農地周辺でシカの捕獲を実施していますが、山地におけるシカの生息密度を低減するための個体数調整も必要であると考えています。 今後についても、人間と野生動物が共存できる環境の整備に向けて取り組んでいきますので、御理解いただきますようお願いします。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。

意見 6 過疎化に伴う空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	(1) 久保屋敷・日向川一部自治会長 ■玉川地区の中でも一番北の地域では、子どもが親の家を継いで住んでいるのが約半分しかおらず、子どもが少ないため小学校の登校班がなくなってしまった。市内には人口が増えているところもあると思うが、明らかに過疎化が進行し、今後10年で3分の1以上は空き家になるのではと危惧している。七沢温泉の活性化が解決になるか分からないが、過疎化対策を考えてほしい。	【政策部長】 ■市としては、人口が減少する中で定住促進という人口を確保するための政策を掲げています。人を多く呼び込むため、都心からの利便性の良さや子育て環境の良さ、都市と自然の調和等を本市の主な魅力としてPRしています。 市では2021年度から「第10次厚木市総合計画」が始まります。現在、計画の策定に向けて準備を進めているところですが、それぞれの地域にどのような魅力があり、厚木市に住みたいと考えている方がどのようなライフスタイルを希望しているのか等をよく調査し、地域の皆様から御意見を伺いながら進めていきたいと考えています。	【政策部】企画政策課 ■本市では、人口の将来展望を実現するため、厚木市まち・ひと・しごと総合戦略を平成28年3月に策定し、将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展を目指して様々な施策を実施しています。 また、次期総合計画については、市民検討会議や住民ワークショップなど、市民協働により策定を進めていますが、地区別計画の策定に当たっては、今後、意見交換会の開催などを通して、地域の皆様の御意見を伺いながら、検討していきます。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。